

神出病院における 行動制限件数の推移について

令和4年9月13日

令和5年3月20日更新

令和5年6月26日更新

医療法人 聖和錦秀会

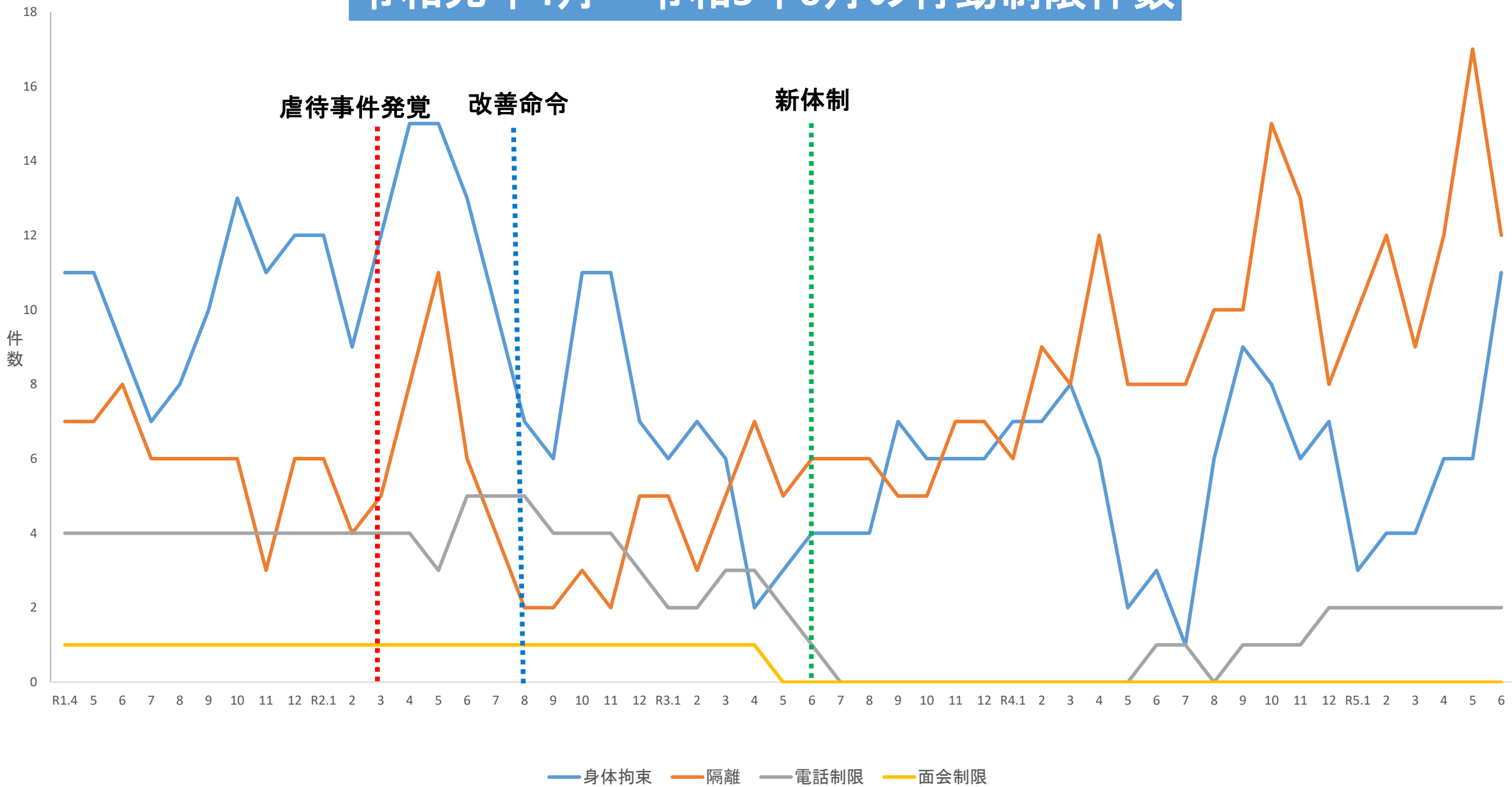
神出病院

※下線部は更新箇所

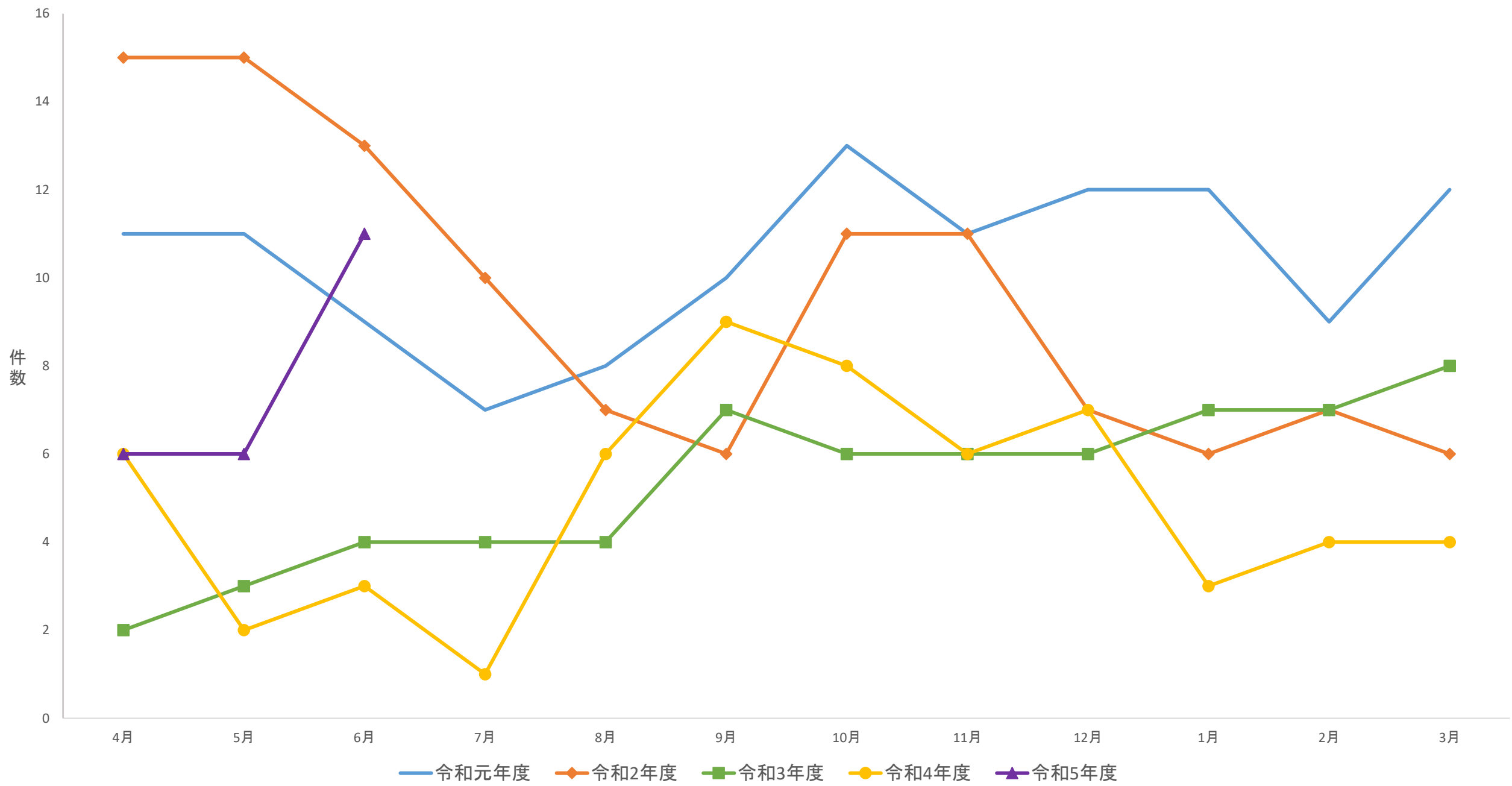
神出病院の行動制限件数の推移について

- 令和2年3月、当院にて虐待事件が発覚し、看護職員及び看護補助者が逮捕される。事件当時は、“簡易拘束”と呼ばれる身体固定が、医師の指示なく行われていた。また、院内感染等が生じた際に、違法隔離が行われており、統計上に表れている以上の行動制限が行われていたことが推測される。
- 現在、当院では身体固定に関しても医師の指示が必要と規定し、短時間であっても医師の指示なく行動制限が行われないようにした。また、違法隔離が行われることがないよう徹底的に指導、介入を行い、問題があればすぐに幹部職員に報告が上がるよう体制を整備した。
- 身体的拘束をはじめとして、面会制限、電話制限などの行動制限は、新体制後明らかに減少している。
- 隔離に関しては、令和3年12月隔離室の増設に伴い、増加している。

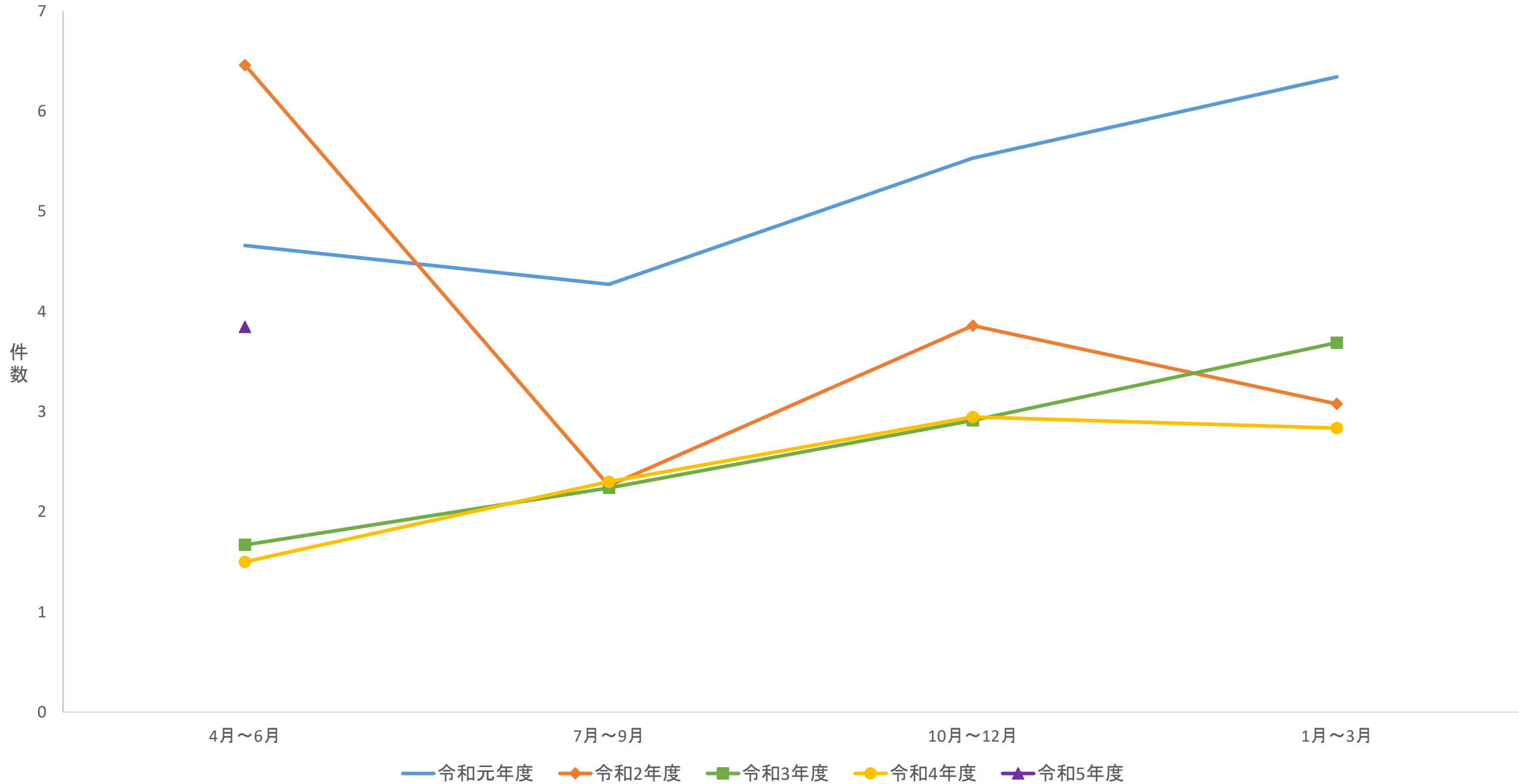
令和元年4月～令和5年6月の行動制限件数



令和元年4月～令和5年6月身体拘束件数推移



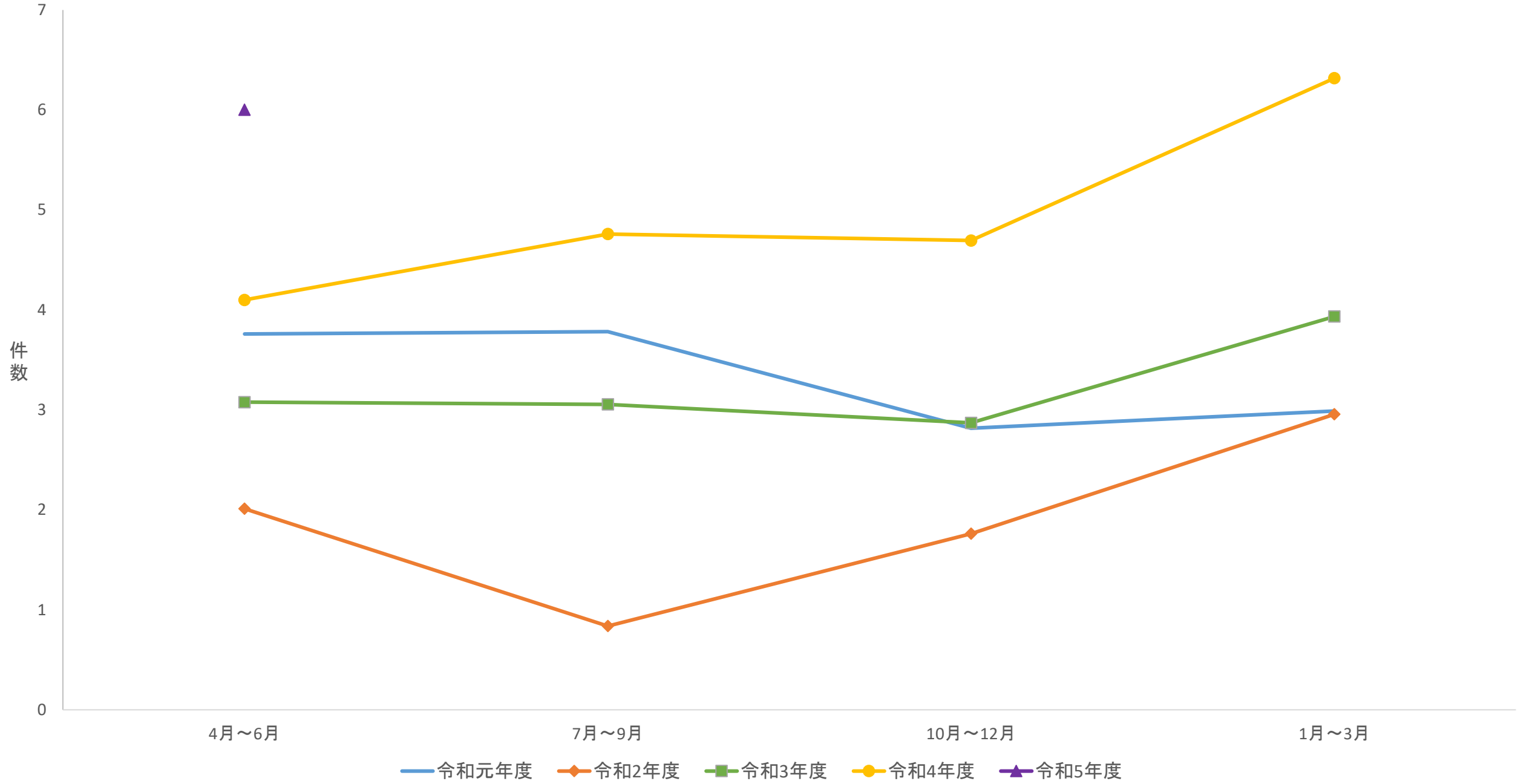
令和元年度～令和5年度身体拘束指示件数推移(3か月平均)



身体的拘束の推移について

- 事件当時は転倒防止等の観点から、漫然と行われていた身体的拘束が、令和3年から令和4年にかけて明らかに減少していることが分かる。
- これは、適切な形で治療が行われ、行動制限最小化委員会が実質的な形で機能していることを意味している。

令和元年度～令和5年6月 隔離指示件数推移(3か月平均)



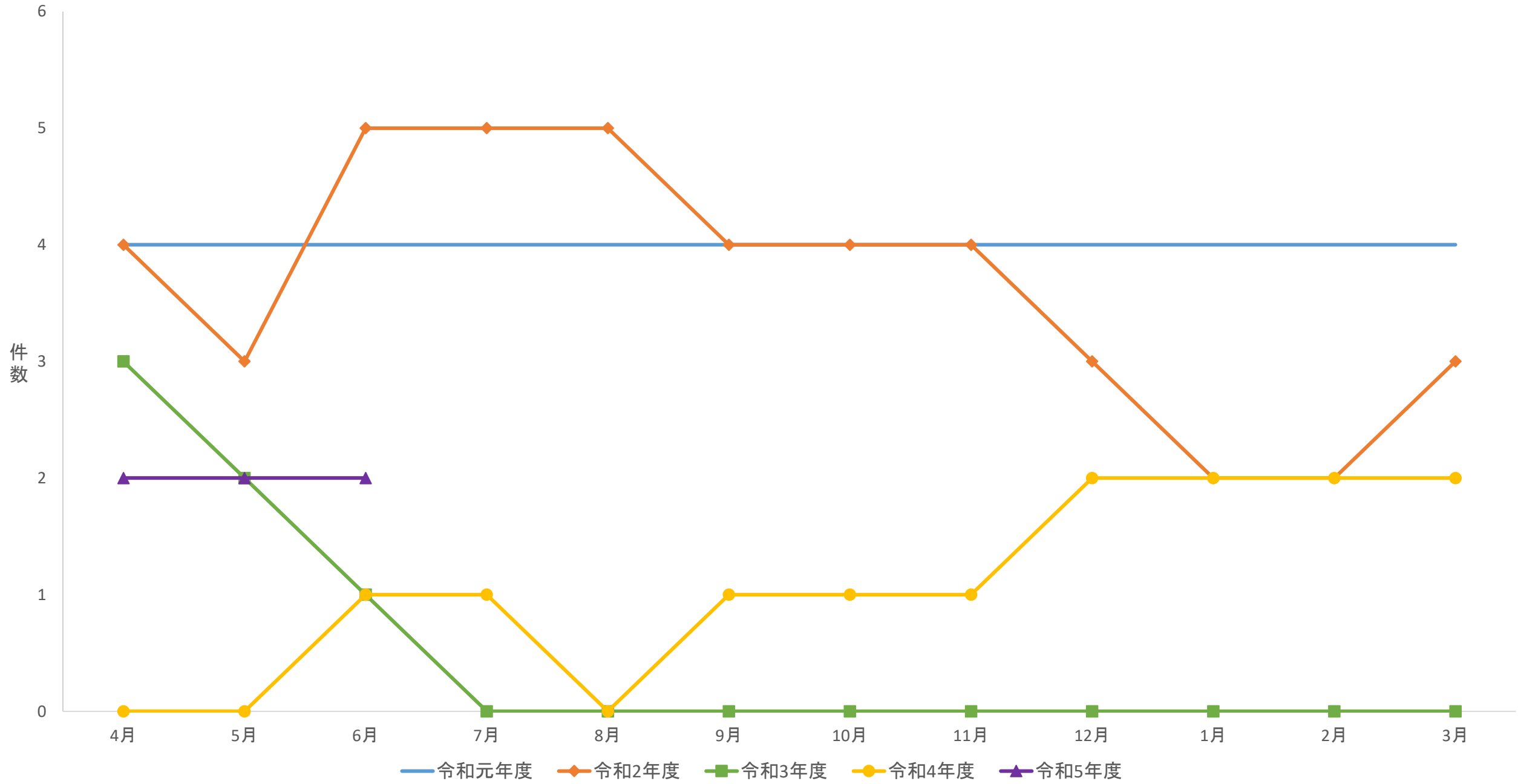
隔離件数の推移について①

- 隔離の件数については、令和4年1月より増加している。これは、令和3年12月に隔離室を増設したことによる影響が考えられる。
- 当院では、虐待事件発覚当時、病院全体で保護室が5室のみとなっており、保護室の不足により違法な隔離や過剰な身体的拘束が行われていた。
- 隔離室を増設することにより、不必要な身体的拘束も減少した。
- 行動制限最小化委員会において、治療の見直しや症状に応じた対応を検討することにより、できる限り早い段階で隔離室から一般病床に移行することができるようになっている。投薬治療で症状の改善が見込めない患者様に対しては、行動療法等も取り入れ、早期の制限解除を目指している。
- 特に隔離など行動制限が必要な患者様に対しては、病棟でも頻回にカンファレンスを行い、治療が膠着しないよう見直しをかけ、適切な形で開放観察を行い、制限の解除ができるよう取り組んでいる。

隔離件数の推移について②

- 違法隔離が行われていた理由として、病棟における誤った感染対策があったこともあげられる。
- 危機的状況になれば、現場は不安が高まり、視野が狭まったり、正確な判断がつきにくくなることが想定される。
- 新型コロナウイルス感染症をはじめとして、院内感染が生じた際には、感染対策本部を設置し、本部において情報収集し、指示を統一し、病棟をバックアップするような体制をとりながら感染を制御することにした。また、感染対策チームの派遣や教育研修等の強化を行った。
- 結果、正しい感染コントロールが行われ、違法隔離はなくなった。また、院内感染を短期間で収束させることができるようになった。

令和元年4月～令和5年6月電話制限推移



電話制限の推移について

- 電話制限に関しても、令和3年以降明らかに減少しており、現在は当院において制限のある方はほとんどいないのが現状である。

面会制限の推移について

- 元来、当院において面会制限はほとんどみられない。
- 現在は新型コロナウイルス感染症の感染対策のため、病棟において対面での面会を控えて頂くようお願いしており、面会制限はみられない。対応策としてオンライン面会を行っていたが、令和5年5月12日からは、病院1階フロアにて対面面会を再開している。

まとめ

- 当院における身体的拘束、隔離をはじめとした行動制限に関しては、総入院患者数の減少の影響もあるが、令和3年6月以降明らかに減少しており、明確な改善が示されている。
- これは、行動制限最小化委員会等様々な委員会が適切に機能し、院内カンファレンスが有効に働き、多職種によるチーム医療が行われ、患者様の人権を尊重した治療が円滑に行われている結果であると言える。
- 当院における行動制限の現状が、他院と比較してどうなっているかという点を明確にするためには、他の精神科病院における行動制限の状況と比較検討することが必要であると思われ、今後の課題である。

まとめ

- 令和5年2月より行動制限最小化委員会に外部弁護士(他の精神科病院にも参与されている方)が参加しており、司法及び人権の観点から、助言や指導をいただいている。また、院内ラウンドにて実際に病棟や患者様の状態を見ていただき、外部の目を入れている。
- 令和5年度6月末時点において、行動制限に関する統計結果や傾向は、前年度と比較し、大きな変化は認められない。